

## 障害者自立支援法が施行されます！

平成 17 年 10 月、障害者自立支援法が成立し、平成 18 年 4 月から施行されます。

### ◆障害福祉サービスについて

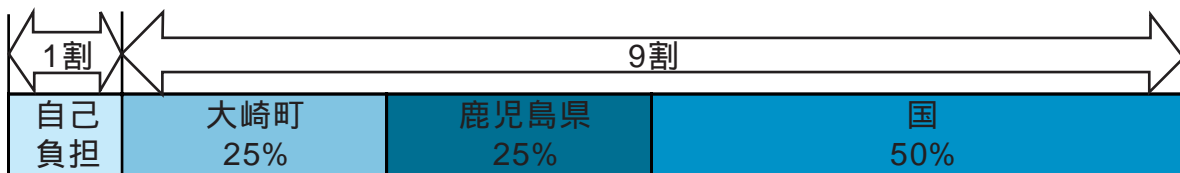
これまで障害の種別ごとに提供されていた福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、短期入所、施設サービス等）が、共通の制度の下で一元的に提供されます。

利用者負担の仕組みが、これまでの所得のみに応じた応能負担から、利用するサービスの量と所得に応じた定率負担（1割負担）に変わります。

サービス費用をみんなで支え合うため、原則 1 割を負担していただくこととなりますが、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなり過ぎないようにしており、残りの 9 割は、国と県、町が負担する仕組みです。

原則は 1 割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、月額負担上限額を設定するとともに所得の低い方には、より低い上限を設定します。

### サービスにかかる費用



- サービス費用の自己負担は、1 か月いくらまでと所得による上限が決められています。
- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されています。
- 資産が一定以下の人は、個別や社会福祉法人の減免があります。  
また、施設でサービスを利用する場合、食費、光熱水費などは利用者の実費負担となります。(負担軽減措置有り)

### ◆障害福祉サービスの利用者負担上限額

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円・自己負担なし
低所得 1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が 80 万円（障害基礎年金 2 級相当額）以下の方	15,000 円
低所得 2	住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない方	24,000 円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

※障害福祉サービスの利用者負担を決めるときの世帯の考え方

原則、住民基本台帳上の世帯で判断します。ただし、あなたが税制と医療保険で他の世帯員の『被扶養者』でなければ、あなたと配偶者のみの世帯として、所得の算定を行います。